

中野区立第四中学校のいじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を以下に定める。

1 いじめの定義

いじめとは当該生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止の基本理念

- (1) いじめ防止の対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることを鑑み、生徒が安心して学習やその他の教育活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにしなければならない。
- (2) いじめ防止の対策は、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめ防止の対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、中野区教育委員会、保護者及び地域、関係諸機関との連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 学校及び教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び教職員は、在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係者と連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

4 いじめ防止の対策のための組織

いじめ防止等に関する措置を実行的に行うために、校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他関係職員等による「いじめ防止対策委員会」を設置し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

5 いじめの未然防止の取組

いじめは、いじめを受けた生徒の心に長く深い傷を残すものであり、いじめはどの学校でもどの学級でも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には速やかに解決する必要がある。

本校ではいじめを「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4段階に整理して取り組むこととする。

(1) 未然防止

- ① いじめ相談窓口の設置
- ② 生徒行動指針の具現
 - ・「時を守り、場を清め、礼を正す」生徒の育成
- ③ わかる授業づくりの実践
 - ・達成感や成就感をもてる授業の実践、評価の客観性・妥当性の確保

- ④ 教育相談体制の充実
 - ・ 4月教育相談、7月三者面談、12月三者面談の実施
- ⑤ いじめに関する校内研修会の実施
 - ・ スクールカウンセラー、心の教室相談員の活用
- ⑥ 学級経営の充実と組織的学級経営の実施
 - ・ 互いの良さを見つけ考え方の違いに気付かせる活動
 - ・ 教育環境の整備、複数教員での指導
- ⑦ 朝の読書活動の奨励
 - ・ 定刻前での実施、情操教育の実践
- ⑧ 道徳教育及び人権教育の充実
 - ・ 年間指導計画に沿った道徳授業の実施、教職員の人権感覚の向上
- ⑨ 特別活動等の充実
 - ・ 学校行事、学級活動、生徒会活動、総合的な学習、部活動の充実
- ⑩ 社会体験や交流体験の充実
 - ・ ボランティア活動の推奨、職業体験等の計画的実施、地域防災活動への協力
- ⑪ 安全教育の実施
 - ・ 情報モラル教育の実施
- ⑫ 全校集会、学校だより、学年だよりの活用

(2) 早期発見

- ① 年5回のアンケート調査の実施
 - ・ 4月～7月（2回）9月～12月（2回）1月～3月（1回）
- ② 教育相談の実施
 - ・ 6月教育相談、7月三者面談、12月三者面談の実施
- ③ 全教職員による校内巡回による生徒状況の把握
 - ・ 複数体制での朝学活や給食指導の実施、昼休みの体育館開放や図書室の利用状況確認
- ④ 保護者アンケートの実施、集計、分析
- ⑤ 職員会議、生活指導部会、校内委員会、学年会等での情報交換
- ⑥ 年度当初のスクールカウンセラー全員面接

(3) 早期対応

- ① 管理職への速やかな報告
- ② 情報把握に基づく対応方針の策定及び役割分担の明確化
- ③ 「時間こそ誠意である」を意識した複数体制による迅速で的確な対応
- ④ いじめを受けた生徒・保護者への支援
- ⑤ いじめを行った生徒・保護者への指導・助言
- ⑥ いじめを看過・助長した生徒への指導
- ⑦ 関係機関（警察・児童相談所等）への連絡・連携

(4) 重大事態への対処

- ① 中野区教育委員会への報告
- ② 関係諸機関への連絡・連携
- ③ いじめを受けた生徒に対する複数教員での保護
- ④ 加害生徒への指導（別室での学習、関係諸機関との相談・連携、保護者への連絡）
- ⑤ 一般生徒への指導
- ⑥ P T Aの活用や民生児童委員等、保護者や地域との連携